

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

釧路市

### 2 構造改革特別区域の名称

釧路市ハートフルセダン型特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

釧路市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

釧路市は、北海道の東部太平洋岸に位置し、「釧路湿原」・「阿寒」の二つの国立公園をはじめとする雄大な自然に恵まれた街であり、東北海道の中核拠点として、社会・教育・文化の中心的機能を担いながら、着実な発展を続けている。当市は、市内を流れる2本の大きな河川とJR根室本線により橋南・橋北・鉄北・鳥取と大きく4地区に分けられており、平成17年10月11日の1市2町の合併により、新たに阿寒地区・音別地区も存在することとなった。

この広大な面積を有する当市において、JR根室本線が海岸線沿いに敷設されている。釧路駅を含め六カ所の駅が存在するものの、運行本数が少ないことから時間的制約をうけるため、市内の移動についてはバス及びタクシー等に頼らなければならない現状である。障がいのあるものにとっては、バス停留所までの移動が困難である等の問題点からタクシーへの依存が大きくなっているが、特性行動が伴う知的障がい者にとっては、単独でのタクシー等の利用も困難な状況となっている。

そこで、NPO法人「地域生活支援ネットワークサロン」は、平成15年4月からの支援費制度施行に伴い居宅支援事業所として指定を受け、知的障がい者の居宅介護とデイサービスの事業をスタートし、現在、知的障がい者の居宅介護事業所及びデイサービス事業所を各一カ所、児童デイサービスの事業所を六ヶ所運営している。その事業利用契約者のうち「アシスト会員」として、会員登録した障がい者に対し、デイサービスや移動介

護等のサービスを実施しており、個々の障がい状況を把握した事業所の支援員が送迎などのサービスを提供している。この「移動支援」において、日常生活における外出時にサービス利用を望む者が多く、さらなる事業の拡大が必要となっている。また合併により市の知的障がい者数は1,440人となり、「アシスト会員」の登録会員数も、平成17年5月現在の93名から11月現在の170名と約2倍に増えており、今後も増加の傾向にあることから、さらなる要望が予想されており事業拡大の検討が急務となっている。

## (1) 障がい者の状況

療育手帳所持者及び手帳に該当する知的障がい者は、1,440名であるが、そのうち中度以上で支援費サービスを受ける者は、交通法規等の理解や安全確認ができない者や、1カ所に黙っていることができない者等が多く、また、自閉的な部分を併せ持つ者は、介護者や環境が変わる事への対応ができず、パニックに陥る事があり、介護者がいなければ急に暴れ出す等の危険性を生じる。

現状の、バス・タクシーの公共交通機関の運転手では、障がい者の特性行動への対応が困難であり、利用者の安全性の確保は難しい。そこで、普段からデイサービスや移動介護等で本人の状況や特性に慣れている支援員が輸送に対応する事が必要となる。また、支援員が普段利用しているセダン型車両で輸送を行うことにより、輸送環境を一定に保つことが望ましいと考える。

## (2) 公共交通機関の状況

### JR線

市内において、JR根室本線が敷設されており、駅は釧路駅を含めて六カ所設置されているが、1時間に1本弱の運行本数のため、市民の生活上の移動手段としての利用は少なく、通学生の利用が中心となっている。また、駅施設もバリアフリー化されておらず障がい者の利用が困難な状態である。

### 路線バス

くしろバスと阿寒バスの2社が市内を運行している。朝と夕方は通勤、通学利用者の需要があるため、運行本数は多いが、日中は一部路線を除き、殆どが1時間に1本弱の運行状態であるため、市民生活や移動の手段として十分な状況ではない。

市では、超低床バスの導入やバス乗降口を低床化するための改修費用に対して助成を行っており、軽度の障がい者や老年者の利用の促進を図っているが、重度の身体障がい者や介護者の必要な知的障がい者にとっては単独での利用は不可能な状況である。

#### タクシー事業者

市内及び隣接町で12社が運行しており、障がい者にとってJR線やバス等の交通機関は利用が困難な状況であるため、タクシーは重要な交通手段の一つとなっている。

しかし、知的障がい者の特性行動にはタクシー乗務員では対応困難なため、単独での利用はされていない。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本事業により、現在未登録の利用者等もアシスト会員として登録のうえ輸送を可能とする事により、地域サービス全体の活性化が図られる。また、障がい者の移送の実施については、多数が福祉車両を必要としないことから、個々の特性や状況を理解している者が運転するセダン型車両による輸送を実施し、より多くの障がい者へ対応することが効果的である。また、本事業の実施が障がい者の自ら行動し実践していく社会的訓練と精神状態の安定の確保につながり、さらには、日中活動する場の恒常的な確保や社会参加の機会の増加も図られ、障がい者の生活を支える住みやすいまちづくりを推進することにつながる。

### 6 構造改革特別区域計画の目標

セダン型車両によるボランティア輸送を実施することにより、障がい者の家族が疾病等で送迎が困難なときでも、恒常的に輸送サービスを受けられ、障がい者の社会参加機会の増加が期待できる。また、家族の介護に要する負担を軽減でき、就労機会の促進が図られる。

釧路市では、平成15年度より10カ年の「第2次釧路市障害者福祉計画（ハートフルプラン）」を策定し、「ノーマライゼーションの理念」と「リハビリテーションの理念」を計画の基本理念とし、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、生きがいをもって安心して幸せに暮らせるよう、計画を推進しているところである。

「共生社会」の実現に向けた事業の一環として本計画を実施し、障害者

計画の基本的な視点である、「住み慣れた地域社会で自立できるよう環境を整え全ての人が住みやすいまちづくりを推進させる」ことを目指す。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本事業を推進し、セダン型等の一般車両によるボランティア輸送を可能とする事により、障がい者の社会参加等がより一層促進され、家族等の介護負担の軽減が期待できる。

また、安定した輸送サービスの提供により緊急時も円滑な対応が可能となる等、利用しやすい環境が構築され、ノーマライゼーションの実現に寄与できるものである。さらに、輸送サービス実施事業所の活性化にもつながり、ボランティアに対する市民の意識高揚と地域に人が集うことによる経済的効果も期待できるものである。

## 8 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償輸送における使用車両の拡大事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### 重度障害者交通費助成事業

重度の障がい者（精神障害者除く）にタクシーチケットかガソリンチケットのどちらかの選択制として、年間12,000円分の支給

### 対象者

- |   |                |                  |
|---|----------------|------------------|
| 1 | 肢体障害で「身体障害者手帳」 | 1級のもの            |
| 2 | 肢体障害で「身体障害者手帳」 | 2級のもの（車いす常用者に限る） |
| 3 | 視覚障害で「身体障害者手帳」 | 1・2級のもの          |
| 4 | 内部障害で「身体障害者手帳」 | 1級のもの            |
| 5 | 知的障害で「療育手帳」    | Aのもの             |

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償  
運送における使用車両の拡大事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特別区域内で活動する釧路市福祉有償運送運営協議会において認められ  
たNPO法人、社会福祉法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 運送主体

釧路市内で活動を行うNPO法人、社会福祉法人

#### (2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が釧路市

#### (3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体がセダン型の一般車両を用いて、単独では公共交  
通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ「アシスト会員」とし  
て登録済の障がい者に対し、移送及び送迎サービスを提供するもの。

### 5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア  
輸送は、車椅子等の補装具を利用しなければならない身体障害者に対する  
支援としては成り立つが、知的障がい者に対しては、福祉車両ではなくN  
PO法人等が所有するセダン型車両でも利用可能であることから、運行車  
両を拡大することによって、移動手段の選択肢が広がるものである。

#### (1) 釧路市福祉有償運送運営協議会の設置

福祉有償運送の円滑な実施のために、関係機関による釧路市福祉有償運  
送運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。運営協議会の  
事務局は釧路市保健福祉部社会福祉課に置く。

運営協議会は釧路市が主宰し、構成員は次のものとする。

学識経験者

地域住民代表

地域ボランティア代表  
有償運送の利用者代表  
タクシー等交通機関関係者  
釧路市長が指名する職員  
北海道運輸局長が指名する職員

#### 苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

### (2) 運送主体

釧路市内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図ることを目的として活動を行うものに限る。）で、次の要件を満たし、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条の許可を受けた事業者とする。

#### 運送の対象者

知的障がい等により単独での移動が困難であって、介護者なしでは公共交通機関の利用が困難な者として、運営協議会において認められた障がい者。

#### 対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、利用対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員名簿を作成し、適切に管理する。

#### 苦情処理

運送主体では、利用者の苦情受付について、会員登録時に説明し対応する。

### (3) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当

該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が表示されていること。

運営協議会の協議によって認められたセダン型等車両であること。

#### (4) 運転者

普通第2種免許を有することを基本とする。

これによらない場合は、運営協議会において以下の点について協議し適当と認められた者とする。

申請日前3年間運転免許停止処分を受けていないこと。

釧路公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること

社団法人全国乗用自動車連合会が実施するケア輸送サービス従事者研修を終了した者。

移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者。

その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

#### (5) 損害賠償措置

運送し使用する車両全てについて、対人8,000万円以上、及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入していること。

#### (6) 運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送業のおおむね2分の1とする。

#### (7) 管理運営体制

運行管理、指揮指令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

( 8 ) 法令遵守

許可を受けようとするものが、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。